

第 10 期 分 別 収 集 計 画

令 和 5 年 4 月

亀 田 郡 七 飯 町

目 次

1.	計画策定の意義	2
2.	基本的方向	2・3
3.	計画期間	3
4.	対象品目	3
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事 (法第8条第2項第2号)	3・4
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7～9
12.	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9・10
《資	料》	11～16

七飯町分別収集計画

1. 計画策定の意義

本町のまちづくりは“住みたいまち、住み続けたいまち”の実現のため、“さらに優しく、たくましく笑顔あふれる未来をめざして”を町の将来像として、具体的な施策を六つの柱によって構成しているが、廃棄物分野は「快適なまち～環境保全分野」として位置づけられており、「循環型社会の構築」が必要になっている。

すべての町民がお互いの人権を尊重し安全で快適な環境の中で生きがいをもって生活の諸活動が営まれるよう、町民本意のまちづくりを進めなければならない。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするゼロエミッション社会を形成していくことが求められる。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用のため、容器包装廃棄物の発生量低減、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識向上など、協働で履行していくことが重要である。

本町は、平成16年4月より埋立期間15年の計画で第2期一般廃棄物最終処分場を運用しており、平成30年度実施の調査の結果さらに10年程度利用可能である見込みとなっています。また、焼却施設については、平成14年11月で廃止し、その後渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理している。

ごみの減量対策については、平成6年度に町内会連合会を軸に町民大会を開催し、平成7年10月より、資源ごみ集団回収推進報償金制度を設け、各団体を単位とした資源回収を実施している。また、平成8年9月より分別を徹底し、資源化に重点をおいた循環型の分別収集（指定袋収集）を月2回の割合で実施している。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2. 基本的方向

容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、廃棄されたものをどのように処理するかという点に着目し、製品の開発、製造から消費、廃棄等に至る各段階で、廃棄物の排出抑制、使用済製品の再使用、原材料として利用するリサイクルの促進という観点をもった、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムを作ることが必要である。すなわち、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られたものについて積極的な利用につとめ、全体の調和を図りながらこれらを推進していくことが必要である。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化というように役割分

担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ② 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- ③ パトロール及び広報啓発の強化、不法投棄の根絶を図り環境美化を推進する。
- ④ 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の整備。
- ⑤ 町民総参加によるリサイクル運動を積極的に進める。
- ⑥ 生涯学習都市にふさわしい環境教育の充実を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位：t/年)

年 度 項 目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	952	952	951	949	947

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、今後より効率的に分別収集を進めるため、町民、事業者の意見を積極的に反映するよう努める。

(1) 教育、啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみの排出量、最終処分場の現状、処理経費などを示し、リサイクル推進の必要性などの意識を高める。

② 学習の場の提供

副読本等を活用し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

③ その他啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集計画の重要性と排出の抑制など啓発活動に積極的に取

り組む。

- ・ コミュニティ情報紙の印刷（全戸配布）
- ・ 広報誌に連載

(2) 排出抑制と再資源化の実施

町独自の資源ごみ専用指定袋を使用し、再資源化を推進する。

また、買物袋（マイバック）の持参キャンペーンなどを通じ、スーパーマーケット等の包装廃棄物の排出抑制を推進する。

(3) 登録制度や表彰制度の活用

- ①店頭での資源ごみの回収や簡易包装の推進等を実施している店舗数の拡大を図り、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な活用をすすめる。
- ②容器包装廃棄物分別回収優良地区などを表彰して、住民・事業者一体となったりサイクル活動を推進する。

(4) 集団回収の公共支援

- ①各種団体による集団回収を進めるために、助成金による支援と情報等の提供をすすめる。
- ②必要に応じ容器包装廃棄物の公共支援による回収システムのあり方を検討していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	(スチール缶・アルミ缶)
主として 無色のガラス製の容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器包装 その他ガラス製容器	びん類 (無色・茶色・その他)
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック (牛乳・ジュースパック)
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料用、しょうゆ用、みりん風調味料、しょうゆ加工製品等、アルコール発酵調味料を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器包装	27 t		27 t		27 t		27 t		27 t	
主としてアルミ製の容器包装	50 t		50 t		50 t		50 t		50 t	
無色のガラス製容器	(合計) 69 t		(合計) 69 t		(合計) 69 t		(合計) 69 t		(合計) 69 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	68 t	1 t	68 t	1 t	68 t	1 t	68 t	1 t	68 t	1 t
茶色のガラス製容器	(合計) 83 t		(合計) 83 t		(合計) 83 t		(合計) 83 t		(合計) 83 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	75 t	8 t	75 t	8 t	75 t	8 t	75 t	8 t	75 t	8 t
その他のガラス製容器	(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 36 t		(合計) 36 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	36 t	0 t	36 t	0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(調味料又は加工食品用包装用紙類を除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器包装	66 t		66 t		66 t		66 t		66 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 108 t		(合計) 108 t		(合計) 108 t		(合計) 107 t		(合計) 107 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	108 t	0 t	108 t	0 t	108 t	0 t	107 t	0 t	107 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 103 t		(合計) 103 t		(合計) 103 t		(合計) 103 t		(合計) 103 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	102 t	1 t	102 t	1 t	102 t	1 t	102 t	1 t	102 t	1 t
うち白色トレイ	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

＝令和2年度及び令和3年度の分別基準適合物等の収集実績の平均×

社会情勢・過去実績に基づく係数×人口変動率

※ここでいう、「社会情勢・過去実績に基づく係数」とは分別基準適合物等の包装容器の社会的排出傾向や、町内における収集状況を考慮した係数。

また、人口変動率は、七飯町の過去の人口推移をもとに、次のとおり設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
27,923人 (対前年度比)	27,893人 (対前年度比)	27,866人 (対前年度比)	27,838人 (対前年度比)	27,811人 (対前年度比)
99.78%	99.89%	99.90%	99.90%	99.90%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール	缶とガラス瓶	委託業者による定期的回収	・委託業者 ・町の保管場所
アルミ			
無色ガラス			
茶色ガラス			
その他ガラス			
紙パック	紙製容器包装	委託業者による定期的回収	・委託業者 ・町の保管場所
段ボール			
ペットボトル	プラスチック製容器包装	委託業者による定期的回収	・委託業者 ・町の保管場所
その他プラスチック製容器包装			

※白色トレイについては、民間のリサイクルを活用する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・瓶・ペットボトル・その他プラスチック類・紙パック・段ボール製容器包装を資源ごみストックヤードで選別、圧縮、保管等を行う。

分別収集の用に供する施設の整備計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール アルミ	缶類	指定ポリ袋	4 t 平ボディ車	資源ごみストックヤード 作業場 (選別、圧縮、保管)
無色ガラス 茶色ガラス その他のガラス	びん類	指定ポリ袋	4 t 平ボディ車	資源ごみストックヤード 屋内 (選別、保管)
紙パック 段ボール	紙類	紐で縛る	4 t 平ボディ車	資源ごみストックヤード 屋内 (選別、保管)
ペットボトル	ペットボトル	指定ポリ袋	4 t 平ボディ車	資源ごみストックヤード 屋内 (選別、圧縮、保管)
その他の プラスチック	プラスチック 製容器包装	指定ポリ袋	8 t パッカー車	資源ごみストックヤード 屋内 (選別、圧縮、保管)

分別収集に必要な施設計画

施設の種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、間処理能力、数量等） 及び施設整備計画	管理 主体 等	参 考 欄 (現有施設状況)
1 排出容器				
指定袋	a 缶 類 (スチール、 アルミ)	缶～緑色ポリエチレン、手付き袋 材質：低密度ポリエチレン 寸法：	町	平成8年9月より開始処 理は容器包装リサイクル 法に準じたものになって いる。
	缶 (磁選機選別)	45L (0.04×650×850) 30L (0.04×550×750) 20L (0.04×500×650)		
	b 瓶 類 (種類別、色 別分別4種 類)	瓶～黄色ポリエチレン、手付き袋 材質：同上 寸法：同上	町	
	c ペット ボトル (圧縮・梱包)	ペットボトル～橙色ポリエチレン、手付 き袋 材質：同上 寸法：同上	町	
	d その他の プラスチック	その他プラ～乳白色ポリエチレン、 手付き袋 材質：同上 寸法：同上	町	
	e 紙パック	紐で束ねる。	町	
f 段ボール	紐で束ねる。	町		
2 集積場所	a ～ f	一般廃棄物専用集積ステーシ ョン利用	町	各町内会の協力に よる排出指導、排 出容器状況点検を 行う。
3 運搬車輛	2 台			

分別収集計画に必要な施設計画（保管施設）

4 施設の種類の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、型式、中間処理能力、数量等）及び施設計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
〈中間処理〉 資源ごみストックヤード	空き缶 空き瓶	建築延面積：90.7 m ² (缶類:45.36m ² ・瓶類:45.36m ²) 構造：仮設プレハブ	町	平成8年9月開始
	ペットボトル	建築延面積：120 m ² 構造：仮設プレハブ		平成9年11月開始
	その他プラスチック	建築延面積：182 m ² 構造：仮設プレハブ		平成12年6月開始
〈既設能力〉	缶・瓶類	プレス設備：1基 処理能力：400kg/h 全自動油圧方式 幅160cm、高さ255cm、奥行240cm		平成8年9月開始
	ペットボトル	減容機：1基 処理能力：100kg/h 全自動式 幅314cm、高さ264cm、奥行135cm		平成9年11月開始
	その他プラスチック	減容機：1基 処理能力：200kg/h 全自動式 幅3,065cm、高さ2,900cm、奥行2,530cm		平成12年6月開始

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑効率的に進めていくため、町内会連合会の中に分別収集の協議制度を設ける。

〔主な任務〕

- ① 分別収集地域啓発に関すること。
- ② 集団回収支援推進地域住民啓発に関すること。
- ③ ごみ排出及び資源物排出ステーションに関すること。
- ④ ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること。

- (2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項
各種住民団体による集団回収を促進するためリサイクル推進登録団体の拡大と助成を行う。
〔令和3年度実績〕（容器包装以外を含む）
- | | |
|----------|---------|
| ○登録団体数 | 54団体 |
| ○報償金交付総額 | 2,264千円 |
| ○回収総量 | 755t |
- (3) ごみ減量化・リサイクル活動を促進するために必要と考える事項
資源ごみ回収や簡易包装の推進等の協力活動を行っている事業者には、リサイクル協力店として登録制度を設け、登録店の拡大を図る。
- (4) 分別収集を進めるために必要と考えられる事項
- | | |
|--------------|------------------------------|
| 〔生ごみ堆肥化容器補助〕 | 平成4年度より実施1,784世帯補助済 |
| 〔EM容器補助〕 | 平成12年度より実施220個補助済
(現在継続中) |
- (5) その他必要と考えられる事項
- 住民啓発事業の実施
「リサイクルコーナー」を設置し、分別収集する品目・種類を展示し、分別収集等の必要性を訴える。

資料

容器包装廃棄物の排出量予測

(単位：t)

年度		1人排出予 測量 (kg/人/年)	5年	6年	7年	8年	9年
計画区域内人口			27,923	27,893	27,866	27,838	27,811
缶 類	スチール	1.23	34	34	34	34	34
	アルミ	2.40	67	67	67	67	67
ガ ラ ス 類	無色	2.50	70	70	70	70	70
	茶色	3.13	87	87	87	87	87
	その他	1.31	37	37	37	36	36
紙 類	飲料用	0.16	4	4	4	4	4
	ダンボール	10.92	305	305	304	304	304
プ ラ ス チ ク	ペットボトル	4.34	121	121	121	120	120
	その他プラスチック	8.12	227	227	227	227	225
合 計		34.11	952	952	951	949	947

分別基準適合物排出量予測

(単位：t)

年度		1人排出予 測量 (kg/人/年)	5年	6年	7年	8年	9年
計画区域内人口			27,923	27,893	27,866	27,838	27,811
缶 類	スチール	0.98	27	27	27	27	27
	アルミ	1.80	50	50	50	50	50
ガ ラ ス 類	無色	2.50	69	69	69	69	69
	茶色	2.98	83	83	83	83	83
	その他	1.31	37	37	37	36	36
紙 類	飲料用	0.02	1	1	1	1	1
	ダンボール	2.36	66	66	66	66	66
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	3.86	108	108	108	107	107
	その他プラスチック	3.71	103	103	103	103	103
合 計		19.52	544	544	544	542	542

資料 七飯町資源ごみ回収実績

(単位：t)

品 目		年 度	
		2年度	3年度
缶 類	スチール	28.5	27.7
	アルミ	49.2	51.0
瓶 類	リターナブル瓶	9.8	9.8
	無色	71.0	68.7
	茶色	78.5	75.0
	その他	37.6	37.5
紙 類	飲料用	0.5	0.6
	ダンボール	65.3	65.9
	新聞紙・雑誌	104.9	86.6
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	114.2	127.1
	その他プラスチック	222.5	231.7
合 計		782.0	781.6

資 料

年度別 各団体廃品回収実績

〔 単位：k g
※廃品回収団体、報償金総額を除く 〕

		2年度	3年度
缶 類	スチール	7,141	6,920
	アルミ	16,882	15,886
瓶 類	一升瓶	3,061	2,539
	ビール瓶	1,809	861
	雑瓶	53	99
古 紙 類	ダンボール	241,070	233,115
	新聞紙	433,745	427,996
	雑誌	74,280	62,675
	紙パック	3,342	4,375
箱 類		385	185
その他		0	0
資源回収総重量		781,679	754,810
廃品回収団体(団体)		57	54
報償金総額(円)		2,345,037	2,264,430

○分別収集を実施する地域的範囲

品目名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町内会等(集団回収) 及び町	全町
アルミ製容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他の色のガラス製容器		
ペットボトル	町	
飲料用紙製容器包装	町内会等(集団回収) 及び町	
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他プラスチック製容器包装	町	
白色トレイ	町 (プラと混合)	

○分別収集を実施する事業所の範囲

品目名	分別収集実施者	分別収集範囲
スチール製容器	町	全町 (住民と同様の排出 方法)
アルミ製容器		
無色のガラス製容器	町	
茶色のガラス製容器		
その他の色のガラス製容器		
ペットボトル		
飲料用紙製容器包装	町	
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他プラスチック製容器包装	町	
白色トレイ	町 (プラと混合)	

○特定分別基準適合物

品目名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色のガラス製容器	指定法人	
茶色のガラス製容器	指定法人	
その他の色のガラス製容器	指定法人	
ペットボトル	指定法人	
飲料用紙製容器包装		
段ボール		
その他の紙製容器包装		
その他プラスチック製容器包装	指定法人	
白色トレイ	指定法人（プラと混合）	

○法第2条第6項物

品目名	再資源化の方法等
スチール製容器	廃品回収業者へ売却
アルミ製容器	〃
飲料用紙製容器包装	〃
段ボール	〃